

幼児保育・教育の無償化により、令和元年10月から3～5歳児の利用者負担額(保育料)は0円です。

利用者負担額表(保育料)

第1階層を除き、4月分から8月分までは前年度分の、9月分から翌年3月分までは当年度の市町村民税所得割額課税額をもとに利用者負担額(保育料)を算定します。このため、同一年度でも利用者負担額が切り替わることがあります。

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額) (単位:円)		※1	
		3号(3歳未満)			
階層	定義	保育標準時間	保育短時間		
第1	生活保護世帯	0円	0円		
第2	市町村民税非課税世帯	0円	0円		
第3	市町村民税均等割課税世帯及び市町村民税所得割課税額48,600円未満	ひとり親世帯等	5,500円	5,350円	※2
		上記以外の世帯	12,000円	11,700円	※2
第4	市町村民税所得割課税額77,101円未満	ひとり親世帯等	9,000円	9,000円	※2
		上記以外の世帯	22,000円	21,600円	※2
第5	市町村民税所得割課税額169,000円未満	32,000円	31,400円	※2	
第6	市町村民税所得割課税額301,000円未満	39,000円	38,300円		
第7	市町村民税所得割課税額397,000円未満	41,000円	40,300円		
第8	市町村民税所得割課税額397,000円以上				

(注釈)

※1 年度途中において満3歳に到達した場合の利用者負担額は、その年度中は3号認定の額を適用します。

※2 第3階層から第5階層までの世帯の場合、第2子以降は無料になります。

◆ 多子軽減

子どもが3人以上いる世帯において、第3子以降の子どもは無料になります。

同一世帯内で小学校就学前子どもが複数同時に保育園を利用している場合、2人目は半額になります。